

## 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

案 件 名：あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）

募 集 期 間：平成28年2月15日（月）から平成28年2月29日（月）まで

意見等提出件数：1件（提出者1人）

あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）に対する意見募集にご意見ありがとうございました。以下のとおり、ご意見の概要と市の考え方について、ご紹介させていただきます。

意見の概要	市の考え方
<p>パート・アルバイトで仕事をしている場合、第2子以降の子どもを保育園に入所させるに当たり、非正規職員であるために保育園の入所の選考から毎月漏れてしまい、仕事をしないと既に在園している上の子どもが退園することになってしまいます。</p> <p>子育てしやすいかどうかは、実際に産み育ててみないと分からないこともあると思います。あきる野市には子育てにいい自然環境が整っているので、子育て世代の話を聞き柔軟に対応しながら、子育て世代の誘い込みをして、子どもが多く、にぎやかで潤いのある市を目指してほしいと思います。</p> <p>そこで、以下について伺います。</p> <p>①保育園の選考基準において、1か月保留になった場合、次の月の選考時に数ポイント加算して選考するなど、特定の人が何か月も待機し続けないような工夫が必要であると考えます。</p> <p>②第2子以降の出産後に、仕事が決まっていて、その子どもの申込みをしても待機となり入園できない場合、上の子どもの在園をその年度中は継続してほしい。非正規職員であるため、育児休業が取得できず、入園できるか否かが不安です。</p> <p>③一度申込みをすると、その年度内は選考にかけてもらえるみたいですが、その選考結果について、毎月、通知や連絡をするなど、改善してほしい。</p> <p>④両親ともに正社員として働いていても、65歳以下の無職の同居家族がいる場合、保育園に申込みができないのは、厳しいと思います。</p>	<p>市町村は、児童福祉法の規定に基づき、保護者の労働などにより保育を必要とする場合には、保育所において保育をしなければならないと規定されています。</p> <p>地方創生の本旨からも、子どもを持つ子育て世代が安心して働くことができるよう、子育て支援を充実させることが重要であり、また、子育て世代の就労、特に女性の社会での活躍は、国の進める一億総活躍社会にもつながるものと考えています。このことから、本総合戦略の中でも、保育所の待機児童解消に向けて取り組んでいく旨の施策を位置付け、ニーズ調査による保育の「量の見込み」に対応できるよう、提供体制の確保に取り組んでいます。現状では、保育園の申込み人数が定員を上回る場合、入所に関して、保護者の就労状況などの保育の必要性の観点から保育所利用の優先度の基準を設けています。</p> <p>また、個別にいただきました保育所入所に関する4点のご意見について、現状の市の考え方などを以下お答えします。</p> <p>① 保育所を希望する方の様々な事情を踏まえた上で、選考に当たっては、申込みの順番ではなく、選考の時点で保育の必要性の高い方を優先して選考しています。</p> <p>② 第2子出産後の上の子の在園の継続について、平成27年4月から出産後8週に加え3か月の求職期間を認めることとしたところです。一方で、第2子以降の産休後の保育所入所に際し、上の子の在園を年度末まで認めた場合、出産の時期により求職期間が不公平になるため、適切でないと考えています。</p> <p>③ 保育所への入所が保留になった方につきましては、毎月、保育所の空き状況に応じ選考を行い、入所が決定した方に速やかに通知しています。また、選考結果については、保育課に問合せいただくことで随時ご確認いただけますが、毎月の結果通知をご希望の方は、保育所入所申請時にお申出いただければ、ご連絡いたします。</p> <p>④ 65歳以下の無職の同居家族がいる場合、保育所に申込みができないということはありません。ただし、同居の家族に保育をできる人が全くいない世帯に比べ、保育の必要性の優先度は下がります。</p>